

(別添 1)

メディアシティプロモーション業務 仕様書

1 業務の名称

メディアシティプロモーション業務

2 業務の目的

メディアシティプロモーション業務を委託するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、参加者から企画提案を求めることにより、民間の優れた創造力・技術力・経験を活用し、九州北部地区を中心にシティプロモーションを行うために同地域全域に放送可能なメディアを有する放送局を選定することを目的とする。

3 業務の内容

(1) プロモーションの実施

- ①九州北部在住の 50 歳以上の視聴者をターゲットとすること。
- ②長門市を巡り、観光地としての魅力を伝え、来訪のきっかけとなるような効果的な情報発信を行うこと。
- ③プロモーションの実施概要が把握できる報告書を作成・提出すること。

(2) プロモーション番組の製作

- ①番組制作の企画、構成、番組制作に付随する連絡調整、取材、撮影、映像制作、編集、グラフィック作業等の業務一式を行うこと。内容等は市役所関係課との協議により決定すること
- ②画像等の著作権及び使用料等や取材に要する費用を含め、企画、出演者との調整、撮影、編集等の動画制作に要する費用は、全て委託金額内に収めること。
- ③番組を多くの視聴者に見てもらうために SNS 等での周知を図ること

4 履行期限

履行期限は、令和 8 年 3 月 31 日（火）とする。

5 権利関係

使用する映像、音声、画像、書体、文章等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。

(別添 1)

6 成果品の納品形態

データでの納品

7 守秘義務

受注者は、発注者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たり、成果品を期限までに納品できるよう、スケジュール管理を徹底し、十分な体制で臨むこと。
- (2) 会議・打ち合わせ終了後は、速やかに受注者が議事録を作成し、発注者へ提出すること。
- (3) 動画の編集内容の最終決定までに、動画の内容を発注者が確認し、必要な場合には修正や指示を行える機会を設けること。
- (4) 本仕様書について、記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議して決定すること。